

様式第1号(第4条関係)

紀宝町長

様

申請年月日

年 月 日

移住支援金交付申請書

紀宝町移住・就業マッチング支援事業補助金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ			生年月日
氏名 (自署)			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容 (該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数 (1の申請者は含まない)	人
移住支援金の種類	就職(一般)	就職(専門人材)	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人
	テレワーク	関係人口		
	起業			

3 各種確認事項 (該当する欄に○を付けてください) *

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「紀宝町移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものについて	A. 申請者、世帯員とも該当しない	B. 申請者又は世帯員に該当するものがいる
申請日から5年以上継続して、紀宝町に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
申請者は過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していない	A. 該当しない	B. 該当する
(就職・起業に関する要件の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
(就職に関する要件の「一般」の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
(テレワークに関する要件の場合のみ記載) 市町への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である

* 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

(裏面につづく)

5 東京23区への在勤履歴（東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）

*住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、かつ住民票を移す直前に連続して1年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地
～	〒	
～	〒	
～	〒	
～	〒	
～	〒	
～	〒	

6 移住後の生活状況（テレワークに関する要件の場合のみ記載）

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度／行くことはない／その他（ ）

7 移住支援金交付申請額（※申請する金額を記入してください）

金 円

8 添付書類（※下記の書類を添付してください。提出前にチェックしてください。）

- ①移住支援金の交付申請に関する誓約事項（様式第1号別紙1）
- ②身分証明書（提示により本人確認ができる書類）
- ③住民票を移す直前10年間のうち、通算5年以上及び直前連続1年以上在住の証明書類（戸籍の附票の写し、移住元の住民票の除票の写し等。）
※世帯の場合は、移住元（転入前）において同一世帯であったことが確認できること
- ④口座振込依頼書（様式第2号）
- ⑤住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上及び直前連続1年以上就労の証明書類（※以下の書類）
 - 【雇用保険の被保険者として雇用されていた者】
 - ⑤-1 起業等の就業証明書等、移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
【法人経営者又は個人事業主であった者】
 - ⑤-2 開業届出済証明書等、移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
【東京圏から東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等へ就職していた者】
 - ⑤-3 卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）
 - ⑤-1 もしくは⑤-2の書類
 - ⑥【就職に関する要件の場合】就業先が交付した就業証明書（様式第3号）
 - ⑦【テレワークに関する要件の場合】就業先が交付した就業証明書（様式第4号）
 - ⑧【本事業における関係人口に関する要件の場合】
 - ⑧-1 申請者が関係人口であると確認できる書類
 - ⑧-2 対象と認める業種等への就業状況がわかる書類（様式第5号）
 - ⑨【起業に関する要件の場合】起業支援金の交付決定通知書

【確認欄】 ※記入しないこと

管理コード	
-------	--

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 紀宝町移住・就業マッチング支援事業に関する報告及び立入調査について、紀宝町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、紀宝町移住・就業マッチング支援事業補助金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合（移住後、申請者又は世帯員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものであることが判明した場合を含む。）
：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に紀宝町以外の市区町村に転出した場合
：全額
 - (3) 当該事業（就職に関する要件の場合）において、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
：全額
 - (4) 当該事業（起業に関する要件の場合）において、起業支援金事業に係る交付決定を取り消された場合
：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に紀宝町以外の市区町村に転出した場合
：半額
- 3 過去に東京圏から東京圏外への転出が確認される場合は、東京圏外の転居先の該当市町村に移住支援金を交付していないか、紀宝町が確認することを了承します。
- 4 移住支援金の支給を受けた後に実施される紀宝町からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

様式第1号別紙2（第4条関係）

紀宝町移住・就業マッチング支援事業に係る個人情報の取扱い

紀宝町は、紀宝町移住・就業マッチング支援事業の実施のために、住民基本台帳の閲覧その他の方法により申請者等の情報を確認することがあります。

紀宝町移住・就業マッチング支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び紀宝町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年紀宝町条例2号）の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

紀宝町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

三重県は、申請者及びその世帯員が暴力団等に関係するものであるかを確認するため、移住支援金の申請日から5年間、申請者及びすべての世帯員の氏名、生年月日を三重県警察本部に確認します。